

# 有料道路割引の申請の流れ (ETCレーンでの割引を受ける場合)

※一般レーンでの割引も可能

ふれあい福祉課の窓口にて、  
申請書の記入を行います。

## 【必要なもの】

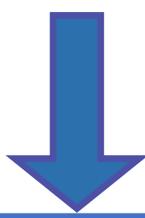
1. 身体障害者手帳または療育手帳
2. 車検証
3. 84円切手1枚
4. ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
5. ETCカード（原則障がい者本人名義に限る）
6. 運転免許証 ※障がい者本人が運転する場合のみ

申請書をNEXCO西日本に送付  
※送付しなければETCの登録が行われないため、  
**必ず送付**をお願いします。

約2週間後に「NEXCO有料道路ETC割引登録係」から  
封筒が届くと登録完了です。  
ETCレーンでの割引が可能になります。

ETC登録後、ETCに関するお客様の個人情報に関する手続き等は、  
下記にお問い合わせください。

NEXCO西日本 有料道路ETC割引登録係  
(045-477-1233)



## 有効期限の更新

有効期限が切れる2か月前から更新可能です。  
ふれあい福祉課の窓口まで下記を持ってお越しください。

### 【必要なもの】

1. 身体障害者手帳または療育手帳
2. 車検証
3. 84円切手1枚
4. 運転免許証 ※障がい者本人が運転する場合のみ
5. 6は変更がある場合のみお持ちください。
5. ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
6. ETCカード（原則障がい者本人名義に限る）

## ※有効期限が切れた場合

新規登録となります。  
ふれあい福祉課の窓口まで下記を持ってお越しください。

### 【必要なもの】

1. 身体障害者手帳または療育手帳
2. 車検証
3. 84円切手1枚
4. ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
5. ETCカード（原則障がい者本人名義に限る）
6. 運転免許証 ※障がい者本人が運転する場合のみ

